

アルゼンチン：2025年12月11日、特許商標庁（PTO）は官報決議583/2025を公布。この決議により、特許商標庁における商標審査手続きが大幅に変更。

第1条に規定されている新しい手続きでは、特許商標庁は商標出願について、絶対的理由または公序良俗に関連する理由についてのみ審査を行い、相対的理由については、異議申立てがあった場合または第三者による無効訴訟が提起された場合にのみ審査を行うことが定められています。決議第1条は直ちに適用されます。

特許商標庁は決議第2条において、方式審査および登録可能性審査は、出願が特許商標庁に提出された直後、かつ公告前に実施されることを定めています。決議第2条は、2026年3月1日から発効します。